

電気関係報告規則第4条に基づくPCB電気工作物の使用及び廃止の届出状況
(平成18年3月31日現在)

＜集計期間：平成13年10月15日～平成18年3月31日＞

※（ ）内は、平成17年3月31日からの変化を示す。

1. PCB電気工作物の使用及び廃止の台数（機器種類別）

台数 機器種類別	使用台数	廃止台数	合計
変圧器 (柱上変圧器を除く。)※	10,164 (+3,644)	3,680 (+1,507)	13,844 (+5,151)
電力用コンデンサ	32,577 (-1,633)	16,541 (+3,201)	49,118 (+1,568)
計器用変成器	726 (+203)	1,087 (+384)	1,813 (+587)
リアクトル	551 (+109)	223 (+72)	774 (+181)
放電コイル	56 (+10)	86 (+30)	142 (+40)
電圧調整器	187 (+39)	36 (+21)	223 (+60)
整流器	59 (+28)	40 (+13)	99 (+41)
開閉器	75 (+42)	36 (+19)	111 (+61)
遮断機	784 (+228)	272 (+139)	1,056 (+367)
中性点抵抗器	7 (0)	0 (0)	7 (0)
避雷器	7 (+1)	6 (+1)	13 (+2)
OFケーブル	548 (+103)	56 (+15)	604 (+118)
柱上変圧器 (自家用電気工作物)	44 (+37)	24 (+24)	68 (+61)
合計	45,785 (+2,811)	22,087 (+5,426)	67,872 (+8,237)

※電気事業者が設置している柱上変圧器に関しては、台数が膨大であることから、実効的な制度の運用を図るため、電気関係報告規則第2条に基づき使用中の台数についてのみ毎年7月末日までに定期報告を行うこととしており、同規則第4条に基づく届出対象からは除外している。なお、平成18年7月末日までに電気事業者から報告のあった柱上変圧器の使用台数は、約1,417千台（平成18年3月31日現在）となっている。

2. PCB電気工作物の廃止内訳（理由別及び機器種類別）

機器種類別 廃止理由	変圧器 (除く柱上変圧器)	コンデンサ	計器用変成器	リアクトル	放電コイル	電圧調整器
老朽取替・廃止	3,299	14,072	1,022	154	86	33
損壊・焼損 ^{※1}	9	194	0	0	0	0
その他 ^{※2}	372	2,275	65	69	0	3

整流器	開閉器	遮断機	中性点抵抗器	避雷器	OFケーブル	柱上変圧器	合計
40	24	272	0	6	55	9	19,072
0	0	0	0	0	1	0	204
0	12	0	0	0	0	15	2,811

※1「損壊・焼損」：損傷、破損、火災等により継続して使用することが不可能になったもの

※2「その他」：譲渡した場合に手続き上届出されたもの等

3. 事業場内訳（使用及び廃止別）

使用中機器のみの事業場	16,851 (+255)
使用中機器及び廃止機器両方ある事業場	757 (+98)
廃止機器のみの事業場	6,318 (+1,602)

（備考）

- ・ 事場数については、平成18年3月31日現在における使用及び廃止の状況で集計。
- ・ 電気関係報告規則第4条に基づく届出対象機器は、変圧器（電気事業者にあつては、柱上変圧器を除く。）、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断機、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルである。